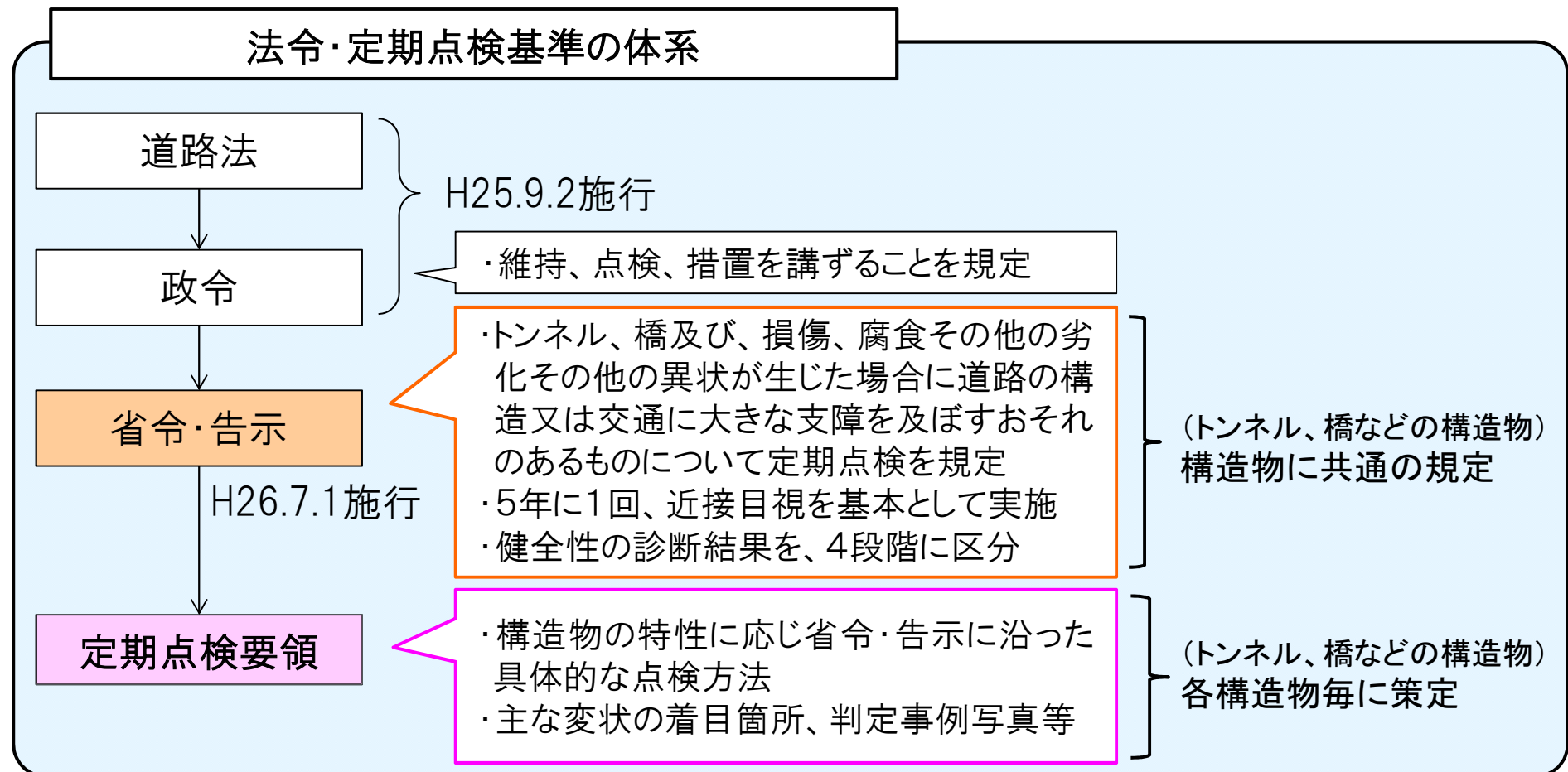


道路鉄道連絡会の概要について

省令・告示・定期点検基準の体系

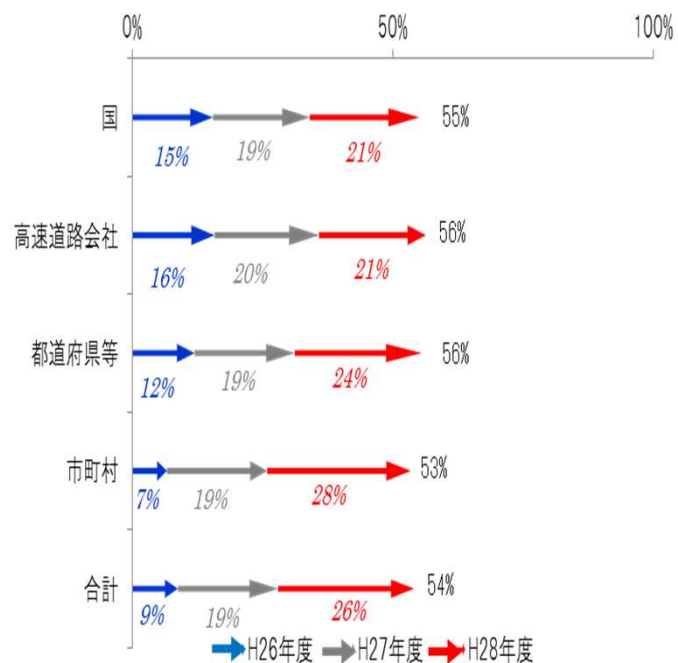
- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



平成26～28年度橋梁点検結果(道路管理者別)

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～28年度で橋梁 約54%、トンネル約47%、道路附属物等 約57%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約11%は早期に修繕が必要。

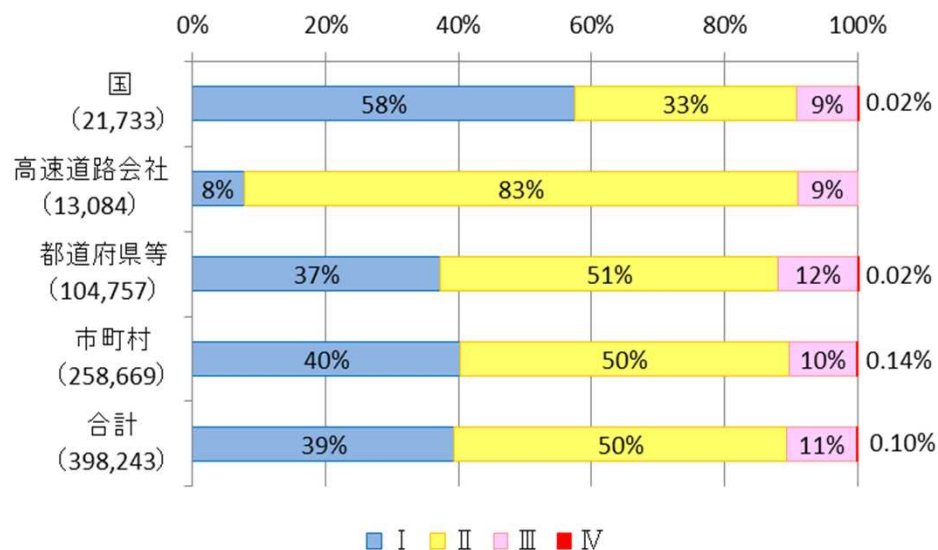
点検実施率



各年度の点検実施率及び累計実施率(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果

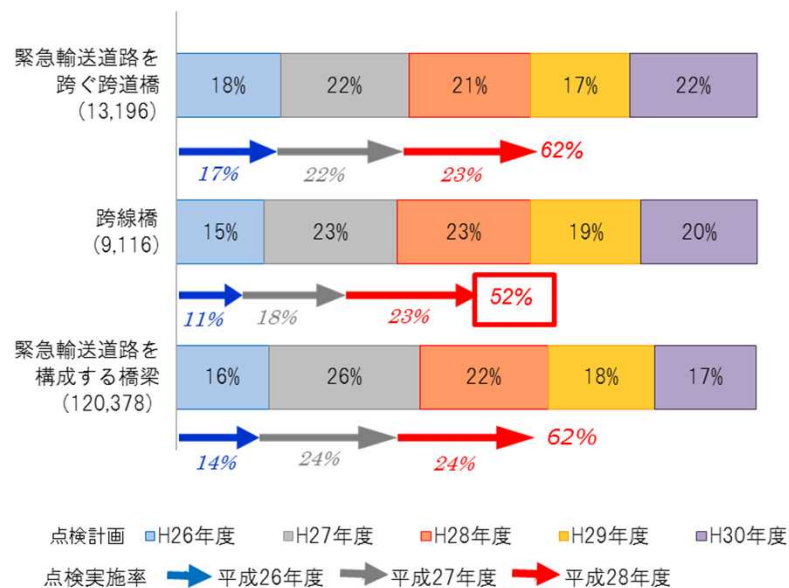


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26～28年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

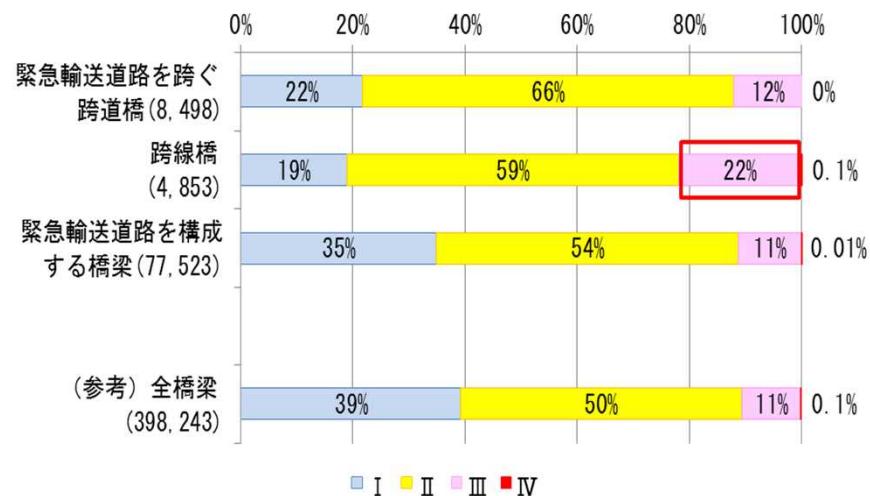
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約52%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果 (H26～28累積)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26～28年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)

(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

道路鉄道連絡会の概要について

資料1

上の管理者 ↓ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外					
						その他	鉄道				
高速会社		<div style="text-align: center;"> <p>道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<p>跨道橋 連絡会</p>	<p>道路鉄道 連絡会</p>				
直轄										<p>【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p>	<p>【道路メンテナ ンス会議の下部組織】</p>
公社						<p><事務局> 国道事務所</p>				<p><事務局> 国道事務所</p>	<p><事務局> 国道事務所</p>
都道府県 市区町村											
道路 法外	その他	<p>個別協議</p>				<p>_____</p>	<p>_____</p>				
	鉄道	<p>道路鉄道連絡会 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p>	<p><事務局> 国道事務所</p>			<p>_____</p>	<p>_____</p>				

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※ 跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

和歌山県道路鉄道連絡会 規約(案)

(名称)

第1条 本連絡会は、「和歌山県道路鉄道連絡会」(以下、「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、和歌山県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関すること。
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関すること。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関すること。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

(組織)

第4条 連絡会は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 連絡会には、会長及び副会長を5名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長、副会長は国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課長、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長、和歌山県県土整備部道路局道路保全課長及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 連絡会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省近畿運輸局技術課、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課及び西日本高速道路株式会社関西支社和歌山高速道路事務所統括課に置く。

(開催頻度)

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月10日から施行する。

道路鉄道連絡会の概要について

資料1

(別表)

和歌山県道路鉄道連絡会 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省近畿地方整備局	和歌山河川国道事務所長
副会長	国土交通省近畿運輸局	鉄道部技術課長
副会長	国土交通省近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長
副会長	和歌山県県土整備部道路局	道路保全課長
副会長	西日本高速道路株式会社関西支社	和歌山高速道路事務所長
	和歌山市	道路管理課長
	海南市	建設課長
	橋本市	都市整備課長
	有田市	建設課長
	田辺市	土木課長
	新宮市	都市建設課長
	紀の川市	道路河川課長
	かつらぎ町	建設課長
	九度山町	建設課長
	高野町	建設課長
	湯浅町	建設課長
	広川町	産業建設課長
	日高町	産業建設課長
	印南町	建設課長
	みなべ町	建設課長
	白浜町	建設課長
	上富田町	産業建設課長
	那智勝浦町	建設課長
	串本町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	総務企画課長
	南海電気鉄道株式会社鉄道営業本部工務部	工務課 課長補佐
	和歌山電鐵株式会社	鉄道部長
オブザーバー	国土交通省近畿地方整備局道路部	道路保全企画官
	国土交通省近畿地方整備局道路部	地域道路課長
	西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス統括課長
事務局	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 道路管理第二課	
	国土交通省近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省近畿運輸局 鉄道部技術課	
	和歌山県県土整備部道路局 道路保全課	
	西日本高速道路株式会社関西支社 和歌山高速道路事務所 統括課	

道路鉄道連絡会の概要について

資料1

平成28年 和歌山県道路鉄道連絡会の開催状況

平成28年10月28日の省令改正を受け鉄道事業者との点検・修繕を計画的かつ効率的に調整を行うために道路管理者と鉄道事業者が一堂に会する専門部会をメンテナンス会議の下部組織として、和歌山県道路鉄道連絡会を平成29年2月10日に設立し、第1回連絡会を開催した。

- 日 時:平成29年2月10日 13時00分から
- 場 所:和歌山県書道資料館
- 参加者:JR西日本(株)、南海電気鉄道(株)、和歌山電鐵(株)、近畿運輸局、和歌山河川国道、紀南河川国道、和歌山県、西日本高速道路(株)、関係市町村

【会 長】和歌山河川国道事務所長

【副会長】近畿運輸局鉄道部技術課長、紀南河川国道事務所長、和歌山県道路保全課長、西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所長



- 省令・通達の概要
- 規約制定
- 跨道橋の点検結果
- 熊本地震を踏まえた耐震対策の推進 など